

# 大田区 シティプロモーション ロゴマーク使用手引き

大田区は、シティプロモーションを展開していくため、ブランドメッセージを策定しました。

この「UniqueOta/ユニークおおた」には「他にはない、大田区ならではのユニークな場所と出会えるまち」という意味が込められています。より多くの皆様に使用いただき、大田区の魅力を共に発信していきたいと考えております。是非、ご活用下さい。デザインマニュアルとともにご一読ください。



# ロゴタイプの種類

「多様な魅力を伝える」ということをコンセプトに、様々な『大田区を象徴するモチーフ』を組み合わせてロゴを制作しました。色は赤と黒を用いて、視認性を上げると共に日本らしさを表現しました。

## 基本形 日本語表記あり



- ・ Uは区役所本庁舎の特徴的な形を表現
- ・ iは区の花である梅の花を配置
- ・ qの丸い部分には工業製品をイメージしたモチーフを配置
- ・ uの文字は人と人の繋がりや笑っている顔を表現
- ・ 0の文字は区の紋章に用いられているモチーフで表現
- ・ tは羽田空港から飛び立つ飛行機を表現
- ・ aは大田区の多面的な魅力を立方体の形状で表現

## 展開型

展開形1 日本語表記なし



展開形2 日本語表記あり／白フチ



展開形3 日本語表記なし／白フチ



## モノクロ

展開形4 日本語表記あり



展開形5 日本語表記なし



展開形6 日本語表記あり／白フチ



展開形7 日本語表記なし／白フチ



## 使用展開例

---

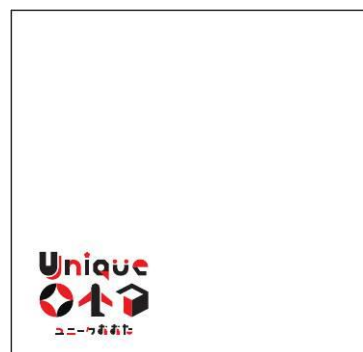
ロゴマークの使用例を示します。ぜひ、皆さんの自由な発想で積極的なご活用をお願いします。



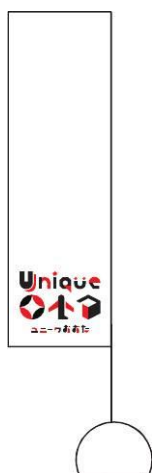
チラシ・ポスター・  
パンフレット等



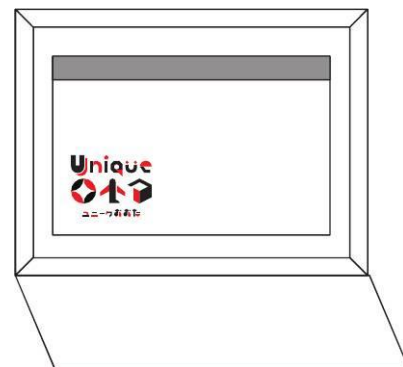
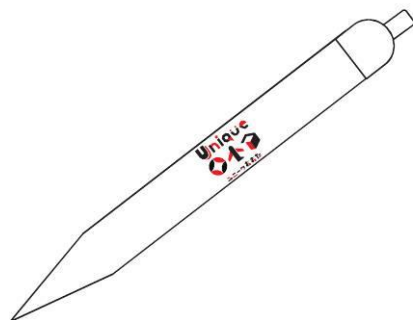
Tシャツ・  
ジャンパー等



包装紙・手ぬぐい等



のぼり・ボールペン・記念品等



SNS・ホームページ等

ほか、商品・販売促進グッズ等（要申請）

---

# 使用の手引き

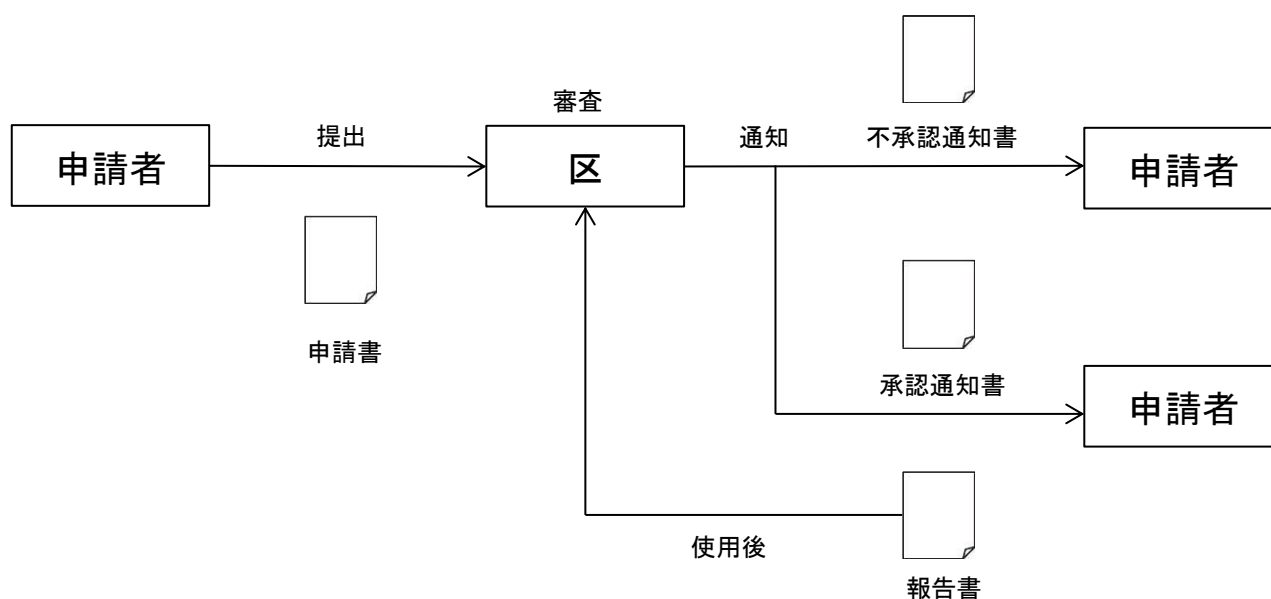
---

個人の方や団体・企業等の方問わず、商用利用以外は手続きが不要です。  
商用（商品そのものへの印字、商品パッケージ、販売促進等）でロゴマークを使用する場合は申請が必要です。

なお、手続きが不要な場合も、この使用の手引き及びデザインマニュアルの記載事項を遵守してください。

## （１） 商用利用する場合

- ① 使用者から区へ「大田区シティプロモーションロゴマーク使用申請書」のご提出
- ② 区による審査
- ③ 区から使用者へ結果通知
- ④ 使用後、使用者から区へ使用報告書のご提出



## （２） 商用利用以外

- ① 手続き不要

使用の手引き・デザインマニュアルに記載された事項を遵守いただき、積極的にご使用下さい。

---

## 使用料

---

無料です。

## 権利の帰属

---

ロゴマークに関する一切の権利は、大田区に所属します。

## 遵守事項

---

作成した成果物を商標登録することはできません。また、次の項目に該当する（該当する可能性がある）場合は、ロゴマークを使用することはできません。

- 区のイメージを傷つけるおそれがある場合
- 使用者のロゴマークとして誤認されるおそれがある場合
- 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- 政治、宗教、思想等の活動に利用するおそれがある場合
- 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
- 定められた使用方法によってロゴマークが使用されないおそれがある場合
- 区が特定の個人、企業若しくは団体又は商品、サービス、活動等を支援、推奨又は公認していると誤認させるおそれがある場合
- 区がロゴマークの使用を中止した場合
- その他区長が不相当と認める場合

## 使用条件

---

- 大田区シティプロモーションロゴマークデザインマニュアルに沿って使用してください。
- 大田区がホームページで提供する画像データをご使用下さい。
- 商品・ノベルティ等を作成した場合は、完成次第、事務局までお送りください。
- 使用申請書の内容を逸脱しないでください。
- 目的と異なる使用や遵守事項に反した使用が認められた場合は、使用者に対して使用承認を取り消します。
- ロゴマークの使用によって生じた問題・トラブル等について、大田区は一切責任を負いません。
- ロゴマークの使用により大田区に対して不利益又は損害を与えた者、あるいはロゴマークの権利を侵害したと認められる者に対して、区は法的措置を講じるものとします。
- この手引き及び要綱、デザインマニュアルは予告なく変更することがあります。

## 提出先

---

大田区企画経営部広聴広報課シティプロモーション担当

〒144-8621東京都大田区蒲田5-13-14

電話：03-5744-1132

FAX：03-5744-1503

E-mail：cp-ws-pubc@city.ota.tokyo.jp

---